

第16回 江南市自治基本条例検討委員会会議録(要旨)

開催年月日 平成22年7月29日(木)

場 所 第2委員会室

議題1 (仮称)江南市自治基本条例素案について

議題2 その他

■(仮称)江南市自治基本条例素案について

会長より、前回以来、個々の議論をした上で大枠の最終的な形が案として示されているが、かなり大幅な変更をしている部分もある。議会との打ち合わせ、すり合わせも踏まえた上でこうなっている。最終的なことも含めて議論して、この後どうするかを考えたい。きょうは条例の素案の全体についてもう一度確認したいとの説明がされた。

◆前文

- ちょっと思いが後退している。自分の住んでいるまちの誇り、夢、希望などを最初に掲げてはどうか。
- 戦略計画と両方で考えていくと、戦略計画に詳しく載っている。今回はわかりやすい会長の案でよいのではないか。
- 戦略計画として、数字を並べて目標はこうだという形で、より経営、計画的な要素を含んだ行政の方針というか政策が出されている。夢などはその中に詳細に書き記されている。自治基本条例はそれを支える基本的なルールであり、市民と行政と議会で課題解決のために取り組んでいくことを宣言している。表現的にも前文の後段部分に書かれおり、全体的に前文を簡素化するという問題もあるのでこれでよい。
- 美辞麗句的なものはむしろ外して、なぜこれが今必要なのかを浮き上がらせるのが修正案である。今どちらを重点に置いていくかという判断を委員会でお願したい。
- 何のためにこの条例をつくるのかになってくると、できる限りポイントは絞った方がよい。新たに示された前文案の方が気づきやすいと思う。
- 他の市町村に比べると江南市はすばらしい自然条件に恵まれている。この意識が皆さんに余りないので、ある程度訴える必要がある。郷土を見直していただく、江南のよさを再認識するためにも、何とか文脈の中に入れられないものか。
- 市民自治によるまちづくりということで改訂案が出されているが、最初のをうまく要約して表現されている。自然や環境面も大事だが、「いま、わが国の地方自治は、大きな転換期を迎えています。」とした方が市民に伝わりやすい。
- 余り長く掲げるよりも要約されてポイントがわかればよい。
- 「歴史と自然環境を活かした」を「先人が切り拓いてきた貴重な歴史と、温暖で暮らしに適した自然環境を活かした」に修正の提案をしたい。前説明ですから、余り長く書くよりも、簡潔に「なぜ今」とした方がよい。

- 前文だからどうしても抽象的になるのはやむを得ない。むしろ、少子化問題を前面に出して、次に高齢化問題と。支え合いの福祉ということで、子供、高齢者、その他社会的弱者の問題はすべて福祉である。高齢者が自分たちのことばかり主張したのでは協働にならない。
- 日本の社会を支えてきた高齢者の方々を温かく見る目も必要である。ここで特別に取り上げることも市民自治の立場からいけば当然である。
- いろいろなものを入れてくると抜けているものが気になる。大きく代表させればそこにみんな入っていると思う。例えば、「次世代育成や高齢者の生きがいづくりを含めた支え合いの福祉」としてはどうか。
- 戦略計画と違って達成目標ではなく、達成のために必要なルールを書くことになる。市民のこれまでにやってきたことを書いて、その一層の前進のためにこの条例をつくる。市民主体の市民自治によるまちづくりの条例である。

◆第1章 総則

- 第1条の目的について、市民と行政との理念の共有、協働など、市民が一緒にということを強調してはどうか。
- 「市民自治による」と大きくうたっているのがよいのではないか。
- 前文の前半部分に「市民と行政とのより強い協働関係の実現です」と表現しており、あえて重複する必要はないと考えている。
- 心の面については前文できちんと書いてある。ここは理論的に短く決めた方がかえって徹底するのではないか。
- 前文にある。市民自治を広めていく上にもわかりやすい方がよい。
- 第1条と第2条は最初の部分であり、よその市町の条例を見ても簡潔になっている。この程度でよいのではないか。
- 最高規範についても「尊重されなければなりません」というふうにかわってきており、一時的には後退したような感じになっている。当初の我々の意気込みが大分後退したので、表現方法をもう少し考えてはどうか。
- 今まで相当の時間をかけて条例案をつくってきた。これ以上手直しをすることはない。
- 法的には位置づけはできない。最大限ということがついたら最高の表現である。ほかの条例を見ても、普通は「尊重されなければならない」になっている。これ以上の書き方はないのではないか。
- 最高規範であると書いたところでほとんど効果はないとの現実を踏まえ、近い将来この部分のかなり大幅な変更があることを想定することで了承していただきたい。
- 市の定義が「議会及び市の執行機関で構成する地方公共団体」であり、当然、市長も入ってくることを念頭に置いてほしい。

◆第2章 市民自治によるまちづくりの基本原則

- 平等の原則の第7条の「国籍」が後の条文と引っかかる点はないか。住民投票のと

ころでは削除されているからそういうことはない。別の条例で国籍を外すとすると、最高条例となるとそういう条例をつくれなくなる。これを入れておくと住民投票でも外すわけにはいかないことになる。

○在住、永住、帰化等のいろんな問題があるため、「国籍」を外しておいた方がよい。

「性別など」にしてはどうか。

○別条例になるかどうかは保障の限りではない。条例で反映されなかったら、ここに基本的な理念が書いてあると言えるが、ここでなくしてしまうとそれが言えなくなるのではないか。

○将来にわたって心配な点があるので「国籍」は抜いて「性別など」にしてはどうか。

○今後の条例のあり方がどのようになるのかがわからない状況がある。ここで先に規定してしまうと、その後の条例に影響を及ぼすということが一つあるのではないか。市民の中には在住、在勤ということが含まれていますので、あえてここでさらに明確にしておく必要性はどうか。

○登録されている限りは市民としては平等である。今のところ選挙権がないという枠の中で、特に問題になるのは選挙権に係る部分である。信託に係る部分の構成員がだれかということが問題である。決して排除するものではないが、最初から明記することについては、強すぎないように配慮しておきたい。とりあえず、「国籍」を除き「性別等」にしておくことにしたい。

◆第3章 市民、事業者等の権利・責務

○第9条について、抽象的な理念の記述にとどまらず、具体的な内容は考慮しないのか。

○市民参加に関しての必要な事項は別に定めるものとしたい。

◆第4章 協働によるまちづくりの推進

○市民の権利の第9条に「市民は、自らまちづくりの活動を行う権利を有する」とある。地域の自治力の向上の第13条について、「解決のための決定をして」を「解決のための決定をし、活動を行い」としてはどうか。

○「区・町内会」は同様の意味で「地縁による団体」にしたのか。

○「区・町内会」という表現は条例上には出てこない。他の自治体では自治会、コミュニティという名称もあるが、適切さを求めるために置きかえたものである。

○地縁による団体にかえたことによって、区・町内会以外の地域の意見も含めてということか。

○地縁による団体は、一定の地域内の地縁に基づいて組織されている団体である。区とか町内会のように、現在、組織されている地縁による団体を想定している。

○区・町内会というのは行政の代行機関的な要素が非常に強い。そういう意味では、「住民の自主的な参加のもとに」というのは半強制的であり、ちょっと縛り感が出てくるので、区・町内会を使わない方がよいと思う。

○定義(6)のまちづくり組織で、地縁に基づいて組織されている団体とまちづくり

のために構成されたNPOなどの組織が入る。第13条では、NPOだと地域が外れる。

- 第13条について、主語をまちづくり組織としてはどうか。
- 地縁による団体になってしまうとちょっと心配することもある。
- まちづくり組織に統一すると何か不都合になることはあるか。
- あるとすれば、「意見の集約を図り」、地域合意というのは、全住民が入っていなければ合意にならない。もっと一般的に地域課題についてみんなの意見の集約を図る点は変わらないので、ちょっと読みかえると。普通、地縁団体の場合には、一つの地域には一つの団体しかない前提でやり、それを自治と言っている。ほかのところは、まちづくり組織のということと言っているから、それでも通用するかなと思う。
- 今の江南市の市民力の状態からすると、まちづくりという抽象的な大きな言い方にするよりは、地縁による方がよいのではないか。
- 第13条の最後部分を、「解決のための決定をし、活動を行って、」とし、きょうのところは、「地縁による団体」ということでいくことにしたい。

◆第5章 市政運営の原則

◆第6章 議会・議員・市長及び市の執行機関・市職員

- 見出しについて、議会は役割となっている。市長及び市の執行機関は責務となっているが、役割としなくてはよいのか。
- 第2項で「説明しなければなりません」と義務的になっているので、責務という表現がよいのではないかと考えている。
- 「政策の立案」とあるが、特に限定はないのか、あらゆる政策なのか。
- いろんな計画、マスタープランやこの条例の制定もあり、パブリックコメント等でも市民に説明をする。
- 「政策」という言葉の定義はあるのか。
- 特に定義はないが、どの段階で聞いた方がよいかの判断はしている。
- すべてが対象で「説明しなければなりません」とある。求められたときに説明するのはいいが、常に説明していくことができるのか。
- 具体的には不可能だと思うので、基本的なとか重要なとかの説明書きが必要である。行政も動けないし、市民の声の反映もできない。
- 市民が質問する権利は別途保障することにしておき、行政が自分からやることですべてやりますというのはちょっと保留としたい。
- 市長及び市の執行機関の責務について、第21条第2項中「適切な方法により」を「適切な時期及び方法により」に改めればよいのではないか。

◆第7章 住民投票制度

- 住民投票は市長提案と議員提案と住民の直接請求があるが、この案は市長提案に限られているのか。
- 第3項に「住民投票に付すべき事項、投票資格者やその他実施に関して」とありま

す。住民投票の請求、要求についても考えていくものであり、排除しているものではない。

- 市長だけが発議できるとすると、非常に強権的な市長が出てきた場合は利用されてしまうのではないか。住民投票は住民のためのものであり、住民の方から要望があったときのみ実施できるようにした方がよいという意見もある。
- 市長単独提案ということではないので、それはよいと思う。
- 住民投票に最高決定権はない。市長や議会がそれを了承しないとだめである。全国の例を見ますと、あえて尊重するという言葉が入ってどこの自治体も頑張っているということらしい。今のところはそれしかしようがない。
- 現在、自治法の抜本改正を行っており、住民投票に関することも検討されている。自治法が改正された暁には別の条例で定めるということである。例えば、住民投票条例を設けるとか。そういうことも踏まえた中の条文になっている。
- 2年後の抜本的な法令改正について、例えば、現政権からかわって連立政権になった場合はどうか。
- 地域主権という考え方は、与党野党を問わず一緒だという認識はある。ただ、スピードについて、前内閣では一番重要な位置づけとなっていたが、現内閣にかわってからは少しトーンダウンしている。しかし、ある程度のタイムスケジュール的なものが示されている。第一弾、第二弾と続いて改革されるので、どの時点でというのはまだ具体的ではないが、最初は24年4月に改正するということが言われている。
- 工程表と言われるもの、要するに、国の持っていた権限をどれだけ市町村に何を分佈するかという細かい議論である。ここは状況を見てという感じがある。第2項に「議会及び市長」とあるが、なぜ市長にしたのか。これはむしろ「議会及び市」としておけば、議会と市の執行機関が入ることになる。
- 考え方の中には、間接民主主義を補完するという形である。市長と議会に住民の意思決定を尊重させるというようなことが大前提であるため、「議会及び市長」の表現にしたものである。
- 「市」ではいけないか。
- 他市の事例で一番多いのは「議会及び市長」であるが、深く考慮をしていなかったもので検討させてほしい。
- 議会と市長が住民投票の結果をどう扱うかということによその事例も出ている。市も市長に含まれているのではないか。
- 常識的にはそれで十分だが、定義との関係でいくと市長と教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などが並列になっている。市長だけ従えばいいのかということがあ。議会と市の執行機関を含めて市と定義している。これも検討してほしい。

◆第8章 行政評価

◆第9章 財政運営

◆第10章 国や他の自治体との連携

◆第11章 条例内容の検証

- 「必要に応じて条例の見直し」とあり、必要ということを考えるのがこの文章でいくと市長である。議会は必要と認める立場にあるのかどうか。
- 他市の条例を見て表現したが、もう少し精査したい。
- 「検証を市民の参加のもとに行い」とあるが、「市民の検討組織を設け」にしてもらえると力強い。
- 市民を含めて検討する想定のもとです。文章に入れるか、解説には加えるかについては検討したい。

■その他

第17回の検討委員会を8月9日から8月12日に変更して開催していくこととされた